

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成 29 年 4 月 21 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財産の管理を怠る事実等の違法・不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求の期間について、同条第 2 項は、財務会計行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

ところで、本件請求において、請求人は、都は、豊洲の土地（以下「当該土地」という。）に土壤汚染対策を講じているところ、土壤汚染対策法第 8 条では、汚染の除去等の措置に要した費用の負担は、土壤汚染を起こした者に対しても適用されること（汚染者負担の原則）が明らかであるにもかかわらず、土壤汚染の原因者である当該土地の元所有者に対し、土壤汚染対策費用の一部（78 億円）を求めながら、その残費用（508 億円）（以下「本件債権」という。）の請求を怠っていると主張している。

すなわち、請求人は、当該土地の土壤汚染対策費用については、土壤汚染対策法により、その総額を元所有者が負担すべきところ、都は、本件債権の行使を怠り、違法・不当に負担していると主張しているものと解される。

普通地方公共団体において違法・不当に財産の管理を怠る事実があるとして住民監査請求があった場合の請求の期間の起算日について、昭和62年2月20日の最高裁判決によれば、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法第242条第1項の規定による住民監査請求があった場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」とされている。

このことから、本件債権の発生原因たる土壌汚染対策工事の支出日についてみると、その最終日は、平成27年1月23日であることが確認できた。

したがって、本件請求は、怠る事実の発生原因たる支出があつてから2年2か月以上経過して行われており、また、請求期間の1年を経過して本件請求に至った理由について、請求人は、本件請求の中で示していない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。